

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

A

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

第1設問1.

1. Cは、Bに対し、債務不履行(民法(以下注名省略)第542条)に基づき、B・C間の売買契約を解除(542条)し、戻金^{戻金}2000万円に付き、~~不当利得に基づき~~返還^{返還}請求(545条1項)をすることが考えられる。
2. 債務不履行^{解除}が認められるのは、~~債務者であるCが債務の本質に従って履行を怠ったこと~~債務の履行が不能であること、~~②損害発生③債務不履行と損害との因果関係④債務の不履行が契約以外の債務の発生原因から取り上げられ、社会通念上債務者の責に帰すべき事由によるものである~~。
3. 本件では、BはCから甲土地を3000万円で購入する売買契約を締結している(555条)。もとも甲土地はA所有のものである。本件売買は他人物売買であるが債権的では有効であり、事他人の権利を売買の目的物としたときは、買主はその権利を取得して買主に移転する義務を負う(561条)。しかし本件では、A・C間で甲土地の売買契約が締結され、代金~~の~~全額を支払ったと31換えて所有権移転登記が完了したことから、BのCに対する甲土地の所有権移転登記義務は~~履行不能に陥ったといえる~~。
したがって、Cは、Bに対し、無催告解除(542条1項13)をすることができると考えらる。
2. もともと、債務の不履行が債権者の責に帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、無催告解除による契約の解除をすることができない(543条)。
本件では、確かに、BがAと甲の売却交渉について折り合いがつかないまま放置していたという事情がある。しかし、他人物売買の買主は、買主に権利を取得して移転する義務(561条)を負うとして、買主Cが真の権利者から直接購入^{取得}したことは、買主自ら他人物売主の義務を~~履行不能~~したといえる。したがって、CがAとの間で、

1 ページ

裏面へ

甲土地の売買契約を締結し、所有権移転登記手続を行ったことは、
Bの履行不能のため、~~債権者~~ 債権者に帰すべき事由による
ものであるという。

5 6. Cは、Bに対し、無催告解除(542条1項1号)を行うことはできず、
既に代金2000万円を返還を請求することはできない。

4. Cは、Bに対し、債務不履行(415条)に基づいて、CがAに支払った
代金の差額1500万円の支払を請求することはできず、

10 1. 求めるべき理由は、①債務者がその債務の本旨に従った
履行をしないこと、②債務の履行が不能であること、③損害の発生、
④債務の不履行と損害との因果関係、⑤債務の不履行が契約
その他、債務の発生原因及び取引上の社会通念の照して債務者
に帰すべき事由にあること、⑥必要であること。

15 2. BはCに対して、甲土地の所有権移転登記手続の義務につき履行
不能である(①)。また、CはAから購入した代金1500万円
の損害が発生しており(②)、これはBの履行不能によるものである(③)
しかし、Bの履行不能は、前記のとおり、CがAと直接取引した
ことによるものであり、Bの履行不能は、債権者Cに帰すべき事由である(④)
したがって、契約その他、発生原因及び取引上の社会通念の照して
債務者に帰すべき事由にあることによるものである(⑤不成立)。

20 3. よって、CはBに対して、1500万円の損害賠償を請求することはできない。

第2 設問2

1. Aは、Cに対して、売買契約締結に基づく代金支払請求として、残代金
1000万円を請求することはできず、

25 2. B・C間の甲土地売買は、所有権Aにあるから、他人物売買
該当し、債権的は有効であるが、物権的は無効である。そして、
甲の所有者であるAが、B・C間の、他人物売買を、追認したことから、
B・C間の売買契約は、~~有効~~ 債権的は物権的も有効である。

3. 2はAはCに対して、残代金1000万円を直接支払う請求は、
売買契約に基づく代金支払請求権は、売買契約の締結によるもので、

30 ~~売買契約~~ 契約当事者間、財産権の移転義務と代金支払義務

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

か生ずる。他人物売買であつても、~~代金支払~~ 他人物の所有者は売買契約の当事者に当たらず、~~追認~~ 他人物の所有者が他人物売買を追認したとしても、他人物売買の契約当事者にはあつた。

~~したが~~ ^{よつて} AはCに対し、~~買~~ 売買契約に基づく代金支払請求及び
5 残代金を10003月を自己に支払うを請求するは正當な。

以上、

弁護士 羽田伸矢

3 ページ

裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

①「債務の全部の履行が不能であること」という記載から、民法542条1項1号の要件該当性を検討していただくということは分かりますので、大した点ではありませんが、この時点で542条1項「1号」まで条文を特定してもらえると採点者としては読みやすいです（その後に542条1項1号と記載されているので問題ありませんが）。

②要件を丁寧に検討していて非常によいです。今後もこの姿勢を徹底してください（時間がないときを除く）。

損害額につき、出題趣旨では、1500万全額が損害となるというのが正解のように読めますが、CがBから甲土地を取得する場合でも3000万の支払は必要であったことから、1500万のうち1000万はBから取得する場合でもAから取得する場合でもいずれにせよ支出しなければいけなかったため、損害は500万であるという考え方もありだと思いました（個人的にはこの見解が素直かと思います。）。

③検討する条文の要件前出しは採点側にとっては非常に読みやすいのでいいと思います。ただ、実際の本試験ではそこまで丁寧な記載をする時間がないことが多い（そもそも書くべき内容が分からない又は思いつくまでに時間を要する）ので、時間に余裕がなければ省略してもよい部分かと思います（個人的にはそれを

書くより問題文の事情を多く拾って当てはめに時間を費やすほうがコスパがよい場合が多い気がします)。

どうしても記載したい場合、私は以下のように要件前出しまではしないが、小見出しにもってくるような書き方をしていました(参考までに)。

【例】

4 CはBに対して債務不履行に基づき1500万の支払請求をすることが考えられる。

(1) 「債務の履行が不能であること」

BはCに対して・・・

(2) 「損害」の発生

また、・・・

(3) 履行不能と「損害」との因果関係

1500万の損害の発生は・・・

④帰責事由につき、本問ではBに帰責性があるというのが模範解答のようです。

この結論は実務的にもそうなるかなという印象です。

請求を認める方向か認めない方向かで迷ったら、単純に問題文の事情から書きやすい方で書くというのもありかと思います(そのほうが答案が書きやすいで

す)。